

請求者 様

明石市政策局市民相談室行政情報センター

公文書公開請求における光ディスク（電磁的記録）での交付運用に関するお知らせ

本市におきましては、これまで公文書公開請求をいただく際、行政サービスの一環として、ご要望に応じ光ディスク（CD-R：1枚100円）による電磁的記録での交付を実施してまいりました。

しかしながら、光ディスク（電磁的記録）での公開方法は、本市における規定（明石市情報公開条例施行規則第7条）により、原則として「容易に複製できる場合」に限られております。

現在、非公開情報が含まれる公文書を光ディスク（電磁的記録）で交付するにあたっては、情報の漏洩や復元を確実に防止するため、マスキング処理を行ったPDF等を一度紙に出力し、再度スキャンしてデータ化を行うなど、多大な作業工程と費用を要しております。近年の公文書公開請求の著しい増加に伴い、こうした工程を経て光ディスク（電磁的記録）での交付を継続することは、同様の経費がかかっているが紙媒体での写しの交付（1ページあたり10円）をご利用される皆様との間で公平性を欠く状況となっております。

つきましては、事務の適正かつ円滑な遂行ならびに請求者の皆様間の公平性を確保するため、誠に恐縮ではございますが、2026年（令和8年）8月10日以降に受け付ける公開請求より、下記の取り扱いに統一させていただくことといたしました。

適切な情報公開制度の維持と公平なサービス提供のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

写しの交付方法	写しの交付対象
光ディスクによる交付ができるもの	<u>対象となる公文書の原本が電磁的記録であり、かつ、非公開情報が含まれていないもの。</u>

※上記以外は、紙媒体による交付となります。

<問い合わせ先>

明石市政策局市民相談室行政情報センター

〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 078-918-5003